

個別協議の終了について① 【令和5年1月17日掲載】

予算の都合上、令和5年1月1日以降に発生した感染については、基準単価を超えて補助するための個別協議を実施しません。

	発生日	終息日	個別協議
例 1	令和 4 年 12 月 1 日	～ 令和 4 年 12 月 15 日	● 対象
例 2	令和 4 年 12 月 31 日	～ 令和 5 年 1 月 14 日	
例 3	令和 5 年 1 月 1 日	～ 令和 5 年 1 月 15 日	✖ 対象外

【発生日】

一連の感染対応に係る、最初の感染者の発症日または濃厚接触者（利用者）に対応した日とする。

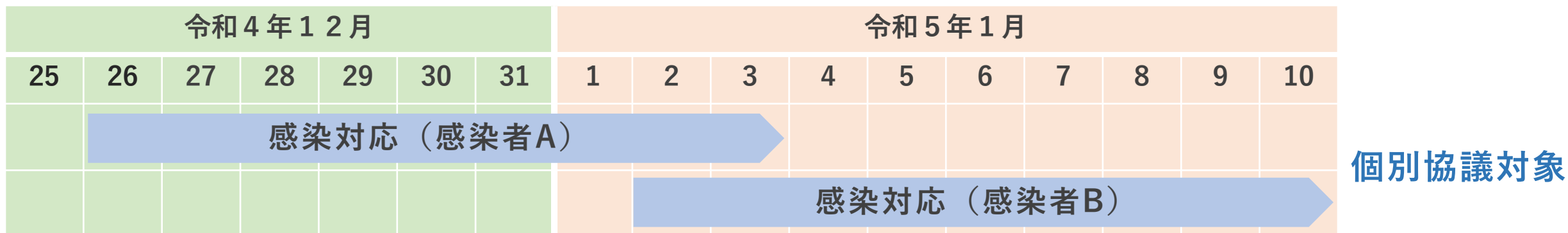
【終息日】

一連の感染対応に係るすべての感染者（濃厚接触者）の療養期間が終了した日とする。

個別協議の終了について② 【令和5年1月17日掲載】

連続して感染が発生した場合は、以下のとおりの取扱いとします。

■ 感染が終息する前に、次の感染が発生した場合 ⇒ 一連の感染対応となるため対象



■ 感染が終息した後、次の感染が発生した場合 ⇒ 一連の感染対応ではないため対象外



個別協議の終了について③ 【令和5年1月17日掲載】

個別協議を実施しない場合、基準単価が補助上限額となります。

例 | 基準単価：380万円 所要額：450万円の場合

基準単価 (a)：380万円

事業所のサービス種別・
定員ごとの**補助上限額**

所要額 (b)：450万円

事業所のサービス種別・
定員ごとの**補助対象経費**

- ・ 衛生用品購入費
- ・ 人件費
- ・ 施設内療養費
(基本補助・追加補助) 等



■ 個別協議を実施しない場合

申請額 (c)

基準単価と所要額を比較して少ない金額
= **基準単価 (a) 380万円** での申請



■ 個別協議を実施する場合

申請額 (c)

基準単価を超えた所要額
= **所要額 (b) 450万円** での申請

**令和5年1月1日以降に
発生した感染は対象外**